

第5次

福井市障がい者福祉基本計画
(素案)

令和9年3月

福 井 市

目次は最後に調整します。

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画の策定体制	5
5 計画の進行管理	6

第2章 障がい者福祉を取り巻く現状

1 人口と障がい者手帳所持者の推移	7
2 障がいのある人の状況	
3 障害福祉サービスの提供状況	
4 障害児通所支援の提供状況	
5 障がいのある児童・生徒の状況	
6 障がい者施策等の現状と課題	

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	8
2 施策の方向	8
3 施策体系	11

第4章 施策の展開

施策の方向1 互いに理解を深め、尊重する社会づくり	12
個別施策1 障がいに対する理解の促進	
個別施策2 権利擁護の推進	
個別施策3 手話言語の普及、情報コミュニケーションの推進	
施策の方向2 毎日の暮らしを充実させ、自分らしく活躍できるための支援 ..	17
個別施策1 雇用・就労の促進	
個別施策2 スポーツ・文化芸術活動などを通じた社会参加の促進	
個別施策3 保育・教育活動、日中活動の充実	
施策の方向3 一人ひとりに応じた切れ目のない支援	22
個別施策1 相談支援体制の充実	
個別施策2 障害福祉サービスの充実	
個別施策3 保健・医療サービスの充実	
個別施策4 発達障がい児者支援の充実	
施策の方向4 安心して生活できるまちづくり	31

個別施策 1	バリアフリーの推進	
個別施策 2	災害時の支援体制づくり	

資料編

1	策定経過	35
2	福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会設置要綱	
3	福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会委員名簿	
4	アンケート調査結果	
5	用語解説	

第1章

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

障がいのある人を取り巻く環境は、国全体で大きく変化しています。

我が国において、平成 18 年 12 月の国連総会で「障がい者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されたことが、国内法の整備や改正が進められる契機となりました。

まず、平成 23 年 8 月に、「全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく人権を享有している」という理念に則り、共生社会の実現を目的として障害者基本法が改正され、障がい者支援に関する法律のすべてに通じる基本目標とされました。

平成 24 年 10 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、平成 25 年 4 月には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、平成 26 年 1 月には障害者権利条約が批准されました。

そして、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行、同年 8 月には発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行されました。

平成 28 年 5 月には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に関する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、児童発達支援、医療的ケアなどの障がい児支援の拡充を図ることを目的として、平成 30 年 4 月に施行されています。

近年、令和 3 年 6 月には、障害者差別解消法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化が規定されました。同年 9 月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるよう基本理念が定められ、国や地方公共団体の責務が明らかにされました。

令和 4 年 5 月には、障がいのある人による情報の取得と利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されています。

このほか、障がい者による文化芸術活動の推進は、未来への投資であり、全ての国民が相互に尊重し合いながら共生する、誰一人孤立させない豊かな社会に資するものとしてその意義を定義した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）」が、令和 5 年度から 9 年度を計画期間として策定されました。

令和 7 年 6 月には、社会全体のデジタル化の進展を背景に、行政においても手続きの電子化や情報発信のデジタル化が進んでいることから、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定され、多様な障がい特性に考慮した情報保障やバリアフリーなデジタル環境の整備が課題となっています。加えて、同年同月には、手話を言語として位置付けた「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が施行されています。

このように、全ての人が、障がいの有無によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための取組が、国全体で大きく進められています。

本市においては、これまで「福井市障がい者福祉基本計画（第 1～4 次）」、「福井市障がい福祉計画（第 1～7 期）」及び「福井市障がい児福祉計画（第 1～3 期）」を策定し、国内の動向や本市の実情を踏まえつつ、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

平成 31 年 4 月には中核市となり、身体障害者手帳の交付や障害福祉サービス事業所の指定権限が委譲されるなど、本市の役割は大きく変化しています。

また、同年 4 月からは「福井市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」を施行し、障がいのある人の意思疎通のため、手話が言語であることの理解促進、または障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進を目指して、施策の充実に取り組んできました。

このたび、現行の計画期間が令和 8 年度をもって終了することから、国の法制度の改正等や、社会環境の変化を踏まえ、「第 5 次福井市障がい者福祉基本計画」、「第 8 期福井市障がい福祉計画」及び「第 4 期福井市障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も互いを認め合い、ともに生きる社会の実現に取り組めます。

○近年の障害者関連法整備の主な動向

	主な動向
平成 23 年	8 月「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	10 月「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	4 月「障害者総合支援法」の改正・施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 4 月「障害者優先調達推進法」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 9 月「障害者基本計画（第 3 次）」策定 ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	1 月 日本が「障害者権利条約」を批准 4 月「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	4 月「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 4 月「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 5 月「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 8 月「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援、就労機会確保に加え定着支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	3 月「障害者基本計画（第 4 次）」策定 4 月「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 6 月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等 11 月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の改正・施行

	・「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化する理念規定等
令和元年	6 月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行 ・視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害者の読書環境の整備
令和 2 年	5 月「バリアフリー法」の改正・一部施行 ・「心のバリアフリー」の推進などソフト面の強化 ・公立小中学校及びバス等乗降のための道路施設をバリアフリー基準適合義務対象に追加（令和 3 年 4 月施行） 等
令和 3 年	6 月「障害者差別解消法」改正・公布 ・全ての事業者に合理的配慮の提供を義務化 9 月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行 ・「医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援」することなどを規定 ・医療的ケア児及びその家族の日常生活における支援や、相談体制の整備を、国・地方公共団体の責務として提示
令和 4 年	5 月「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行 ・障がいのある人による情報の取得と利用、意思疎通に係る施策の推進
令和 5 年	4 月「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）」（計画期間：令和 5～9 年度）開始
令和 7 年	6 月「デジタル社会の実現に向けた重点計画」策定 同月「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」施行 ・手話を学びやすくする環境づくり、手話文化の発展や継承

2 計画の位置づけ

「福井市障がい者福祉基本計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として位置づけられるものであり、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示すものです。

また、「福井市障がい福祉計画」及び「福井市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」、及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービス及び障害児通所支援の提供と相談支援体制の確保計画の方向性を示すものです。

なお、本市の最上位計画である「第九次福井市総合計画」では、政策 7「福祉・健康

に関する政策」において、「障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援する」という方向性を示しており、「第 5 次福井市障がい者福祉基本計画」はこれらの方向性を施策レベルにおいて具体化し、実行につなげる個別計画としても位置付けます。

障がい者福祉基本計画	
障害福祉サービスの提供体制の整備だけでなく、保健・医療・教育・社会参加・災害時の支援など、本市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るための計画（障害者基本法11条3項）	
障がい者基本計画の実施計画	障がい福祉計画
	障害福祉サービス及び相談支援などの提供体制の確保に関する事項等を定める福祉計画（障害者総合支援法88条1項）
	障がい児福祉計画
	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める福祉計画（児童福祉法33条の20 1項）
発達障がい児者支援計画	発達障がい児者支援計画
	精神障がいの中でも大部分を占める発達障がいの支援に関する事項等を定める福祉計画（発達障害者支援法）

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、福井県の「福井県障害者福祉計画」を踏まえるとともに、**本市の**「福井市地域福祉計画」、「オアシスプラン（福井市老人保健福祉計画、介護保険事業計画）」、「健康ふくふくプラン 21（福井市健康増進計画）」「福井市子ども・子育て支援事業計画」、「福井市教育振興基本計画」などの関連する計画との整合を図っています。

3 計画期間

「福井市障がい者福祉基本計画」の計画期間は、令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 年間、「福井市障がい福祉計画」及び「福井市障がい児福祉計画」の計画期間は、国の方針に基づき、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間とします。

なお、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画名	根拠法	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
障がい者福祉基本計画	障害者基本法 11条3項			第4次(6年間)									
障がい福祉計画	障害者総合支援法 88条1項	一 体 策 定	第6期		一 体 策 定	第7期		一 体 策 定	第8期			第9期	
障がい児福祉計画	児童福祉法 33条の20 1項		第2期			第3期			第4期			第5期	

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者代表、関係行政機関、関係団体、市民代表で構成される福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会において、策定に必要な事項等の調査審議を行いました。

また、障がいのある人を対象にアンケート調査を実施し、実情や意向・ニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定のための基礎資料とするとともに、パブリック・コメントを実施し、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

さらに、障がい者への支援体制の整備を図るため、障がい者団体、障害福祉サービス

事業者、保健・医療・教育・雇用等の関係機関により構成される福井市障がい者自立支援協議会に意見を伺い、計画に反映しました。

5 計画の進行管理

福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会において、施策の推進について必要な事項等を調査審議し、計画の進行管理を行います。

第2章

障がい者福祉を取り巻く現状

1 人口と障がい者手帳所持者の推移

本市の総人口は、平成7年をピークに減少に転じており、令和8年まで人口減少が続いている一方、65歳以上の高齢化率は上昇傾向が続いています。

障がい者手帳所持者数は、平成30年から令和5年までの間でやや減少しましたが、人口減少が進む中、総人口に占める手帳保持者の割合は令和3年以降に高くなり続けています。

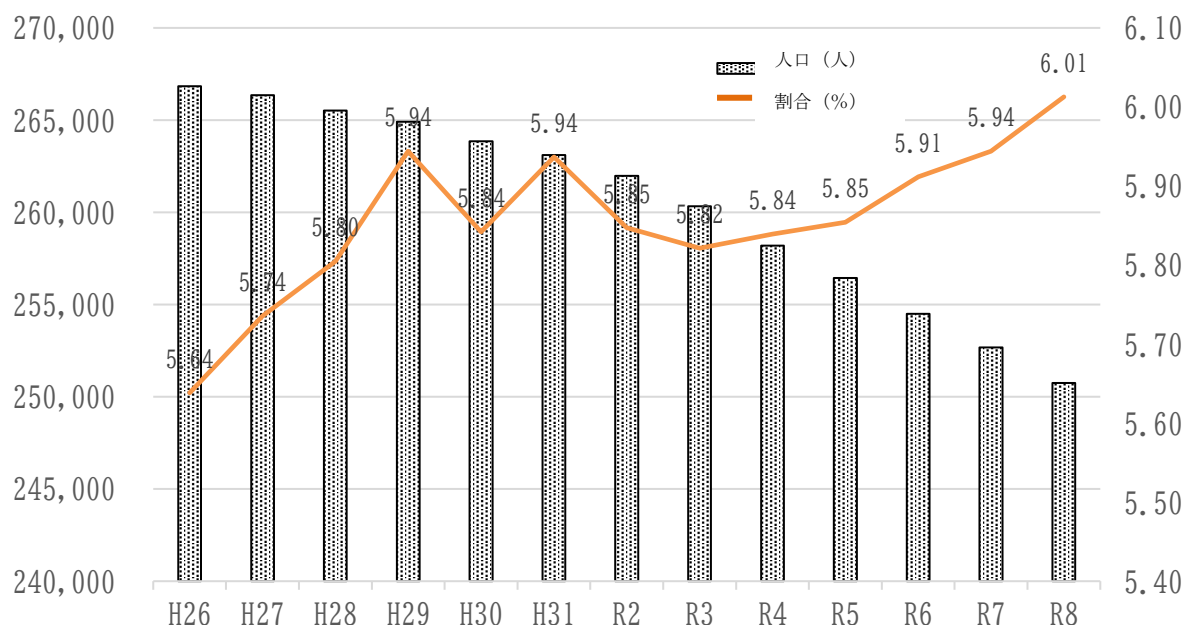
(単位：人)

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総人口	258,198	256,435	254,502	252,666	250,751

障がい者手帳所持者
総人口に占める手帳 (%)

第2回分科会 では割愛

<人口と障がい者手帳所持者の割合の推移>



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法第1条には、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとされています。

本市では、障がいのある人もない人も同じように、教育を受け、生活し、就労や活動とともにする社会が普通の社会である「インクルーシブ社会」の概念のもと、障がいのある人もない人もお互いの人格や個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持ってともに社会の一員として、身近な地域で生活を支えあうことができる共生社会の実現を目指してきました。

前計画の策定以降、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定、手話施策推進法の制定、合理的配慮の提供義務化、デジタル化や災害対応の重要性の高まりなど、障がい者施策を取り巻く国の制度や社会環境は大きく変化しています。これらの動きは、障がいのある人を「支援の対象」として捉える考え方から、権利の主体として尊重し、社会全体で支える考え方へと転換が進んでいることを示しています。

本計画では、これまでの方向性を踏まえつつ、「互いを認め合う社会」の実現に向け、その前提となる「相互理解」をより一層重視したまちづくりを推進し、共生社会の実現を目指すため、基本理念を次のように定めます。

なお、この相互理解は、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ※向上を通じて実現されるものです。

※アクセシビリティ：障がいの有無にかかわらず、すべての人が必要な情報やサービスを利用しやすい状態や環境のこと

障がいのある人もない人も互いを理解し 認め合いながら ともに生きる社会の実現

2 施策の方向

本計画では、前計画の方向性を継承しつつ、障がい者施策を取り巻く社会環境の変化や制度改正等を踏まえ、施策体系の見直しを行います。特に、相互理解を共生社会の基盤として明確に位置付けるとともに、合理的配慮や情報アクセシビリティの推進などの視点を強化し、障がいのある人が地域で主体的に生活し、自分らしく活躍できる共生社会の実現に向けた更なる取り組みを進めるものとします。

計画期間における施策の方向として、①互いに理解を深め、尊重する社会づくり、②毎日の暮らしを充実させ、自分らしく活躍できるための支援、③一人ひとりに応じた切れ目のない支援、④安心して生活できるまちづくりの4点を掲げます。

(1) 互いに理解を深め、尊重する社会づくり

身近な地域で市民一人ひとりの権利が守られ、尊重される共生社会の実現に向け、多様な障がいや障がいのある人の暮らしへの理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

特に、障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、必要とする情報を十分に取得し、利用し、円滑に意思疎通を図ることが極めて重要であることから、障がいのある人が円滑に情報の取得・利用・発信できるよう、情報アクセシビリティ向上や、手話言語の普及に取り組みます。

個別施策 1	障がいに対する理解の促進
個別施策 2	権利擁護の推進
個別施策 3	手話言語の普及・情報コミュニケーションの推進

(2) 毎日の暮らしを充実させ、自分らしく活躍できるための支援

障がいのある人一人ひとりがそれぞれの能力や特性を活かしながら、市民の一人として地域で主体的に生活し、自ら積極的に自分らしく社会参加のできる環境整備を図るため、学ぶことや、文化・芸術活動を始めとする社会的な活動への参加、自立に向けた就労への支援の充実に取り組みます。

特に、雇用・就労の促進については、雇用主の理解促進や、就労の定着などを特に重視して進める必要があります。

個別施策 1	雇用・就労の促進
個別施策 2	スポーツ・文化芸術活動などを通じた社会参加の促進
個別施策 3	日中活動の充実

(3) 一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援

障がいのある人が住み慣れた地域で継続して生活していくために、一人ひとりの状況やニーズに応じた一貫した支援が受けられる体制の整備に取り組みます。

特に障がいのある人の自己選択・自己決定に基づき、地域において障がいの特性や状況に応じた必要なサービス提供ができるよう、保健・医療・教育等の関係機関と連携を強化し、相談支援の体制整備やきめ細かな障害福祉サービスの提供を充実します。

平成 28 年度に一部改正施行された発達障がい児者への支援については、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合った適切な支援が強化され、就労の定着支援や家族への支援、地域の支援体制の構築など、更なる充実に取り組みます。

個別施策 1	相談支援体制の充実
個別施策 2	障害福祉サービスの充実
個別施策 3	保健・医療サービスの充実
個別施策 4	発達障がい児者支援の充実

(4) 安心して生活できるまちづくり

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、公共交通機関や公共施設等のバリアフリーを促進するとともに、障がいのある人の気持ちに寄り添った心のバリアフリーの促進が重要です。ソフト・ハード両面のバリアフリーを推進します。

また、災害発生時に、障がいのある人にも必要な情報が速やかに取得され、迅速な避難が行われ、避難所において障がい特性に沿った適切な支援がされるために、地域で支えあうことのできる体制の確立についても特に重視すべき取組として進めます。

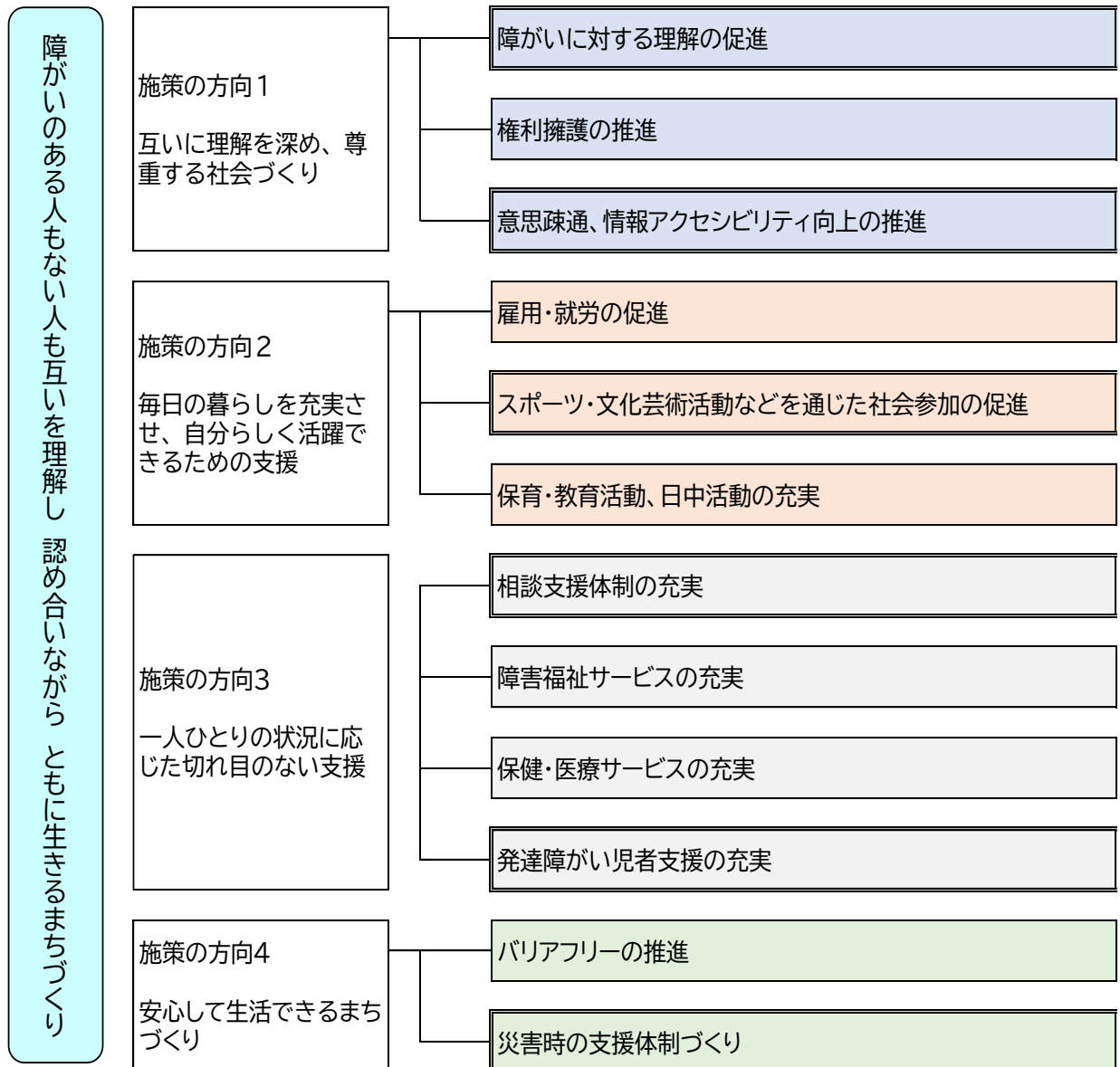
個別施策1	バリアフリーの推進
個別施策2	災害時の支援体制づくり

3 施策体系

【基本理念】

【施策の方向】

【個別施策】



…重点施策

第4章

施策の展開

個別施策1 障がいに対する理解の促進 重点施策

障がいのある人が地域で生活する上で、地域住民が障がいについて正しく理解し、互いに支え助け合うことが大切です。

障がいのある人や、そのさまざまな特性に対する偏見や無理解といった「意識上の障壁（バリア）」をなくし、相互理解とコミュニケーションを通じて支え合う「心のバリアフリー」を推進し、障がいのある人が安心して地域で生活できるよう取り組みます。

施策1 障がい等への理解（心のバリアフリー）の促進

- ・障がいや障がい者に対する市民の理解（心のバリアフリー）を促進するため、市の広報紙やホームページをはじめ、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所の機関紙等による広報啓発に取り組みます。
- ・視覚障がい者誘導ブロックや障がい者用駐車スペース、障がい者用のマーク等の周知を図り、障がいや障がい者への必要な配慮についての理解を促進します。
- ・国や県などの啓発パンフレットや動画等を活用し、障がいや障がい者への理解を促進します。
- ・日常における必要な支援等をお願いするときに使用する、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図ります。
- ・精神障がいについての正しい知識の普及や、精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を開催します。

施策2 障害福祉施設と地域住民との交流促進

- ・障害福祉サービス事業所が行う地域住民との交流事業について、事業所の取り組みを集団指導等で共有し、交流事業の促進を図ります。

施策3 福祉教育の推進

- ・全ての小中学校において福祉教育を実施し、児童生徒の障がい理解を促進します。
- ・障がいへの正しい知識と認識を深めるため、通常学級の児童生徒に対し、交流学習と併せて道徳や総合的な学習において障がいや障がい者に対する理解を促進する心のバリアフリー教室を実施します。

個別施策2 権利擁護の推進

「障害者虐待防止法」の施行（平成24年10月）により、障がいのある人への虐待行為の発見者に対して通報が義務づけられ、市町村は虐待の防止、虐待を受けた障がいのある人の保護及び養護者に対する支援を行うこととされています。

本市では、「障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会」において、関係機関との連携とネットワークの強化を図り、障がい者虐待の早期発見・防止、成年後見制度の利用促進等、権利擁護の取組を推進します。

また、「障害者差別解消法」の改正（令和6年4月）により、すべての事業者に、**過重な負担とならない範囲での合理的配慮の提供が義務づけられました。**

本市では、障がいを理由とする差別を受けた場合の相談窓口を設置し、差別の解消に向けた事案の収集と対応に努めるとともに、当事者団体や関係機関等と障がい者差別に係る課題や情報を共有し、差別解消に向けた取組や効果的な周知方法などを協議します。**加えて、民間事業者に向けて合理的配慮の提供について啓発を行う**など、障がいのある人の日常生活や社会生活を制限する障壁の除去に取り組めます。

施策1 権利擁護に関する理解促進

- ・ふくい嶺北圏域成年後見制度利用促進基本計画（ふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョン）に基づき、令和4年6月3日より、7市町（福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）が共同で『ふくい嶺北成年後見センター』を設置運営しています。その中で、成年後見制度に関する理解促進と普及啓発のための研修会を開催し、障がいのある人の権利擁護を図ります。
- ・市民に対し、障がいを理由とする差別の解消のための啓発を行います。
- ・障がいを理由とする差別を受けた場合の相談窓口となって、差別の解消に向けた事案の収集と対応に努めます。
- ・「障がい者差別解消支援地域協議会」において、障がい者差別に関する相談等についての課題や情報を共有し、差別解消に向けた取組や効果的な周知方法などを協議します。

施策2 成年後見制度の利用支援

- ・知的や精神に障がいのある人のうち、判断能力を十分に発揮する状況にない人が不利益を被らないよう成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助します。

施策3 市民後見の推進

- ・新たな権利擁護の担い手確保のため、市民後見人養成講座を開催し、講座修了者に対しては定期的なフォローアップ研修や面談を行うとともに、後見受任後も相談しやすい体制を整えます。

施策4 日常生活自立支援事業

- ・判断能力が不十分な障がいのある人に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業（事業主体：社会福祉協議会）を案内し、障がいのある人の権利擁護を推進します。

施策5 虐待の防止

- ・障がい者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を行います。
- ・障がい者虐待の早期発見・防止のため、障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、関係機関との連携を強化します。
- ・虐待の相談・通報に際しては、市が作成した「障がい者虐待対応の手引き」を活用し、障がい者虐待防止センターと連携して、迅速かつ適切に対応します。また、必要に応じて障がいのある人の保護や養護者支援、事業所への改善指導を行い、虐待の解消および再発防止を図ります。
- ・本市条例において市内の事業所に義務づけている虐待防止の措置について、運営指導で実施状況を確認し、取組の徹底を図ります。

施策6 消費者トラブルなどの被害防止

- ・悪質商法や詐欺などによる消費者被害に遭わないよう、公民館や地域の集会場へ出向き、注意喚起・啓発を行います。

施策7 市事務事業における合理的配慮の提供

- ・障がいのある人の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去に向けて、障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的配慮がなされるよう、市における事務や事業の実施に努めます。
- ・行政サービスにおいて障がい者への適切な配慮や支援ができるよう、市職員に対し障がい理解を深めるための研修等に取り組みます。

施策8 民間事業者における合理的配慮の推進

- ・市内の民間事業者に対して、障害者差別解消法に基づき、その事業活動において必要かつ合理的配慮がなされるよう、啓発を行います。

個別施策3 手話言語の普及・情報コミュニケーションの推進 重点施策

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行（令和4年5月）により、市町村は、障がいのある人による情報の取得と利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進することとされています。

また、社会全体のデジタル化の進展を背景に、行政においても手続きの電子化や情報発信のデジタル化が進んでいることから、多様な障がい特性に考慮した情報保障やバリアフリーなデジタル環境の整備が求められています。

本市では、市からの広報物について、文字や彩色の配慮、音声による読み上げ、点字等による表記、デジタル技術を活用した情報保障の推進など、障がいのある人のアクセシビリティ向上に取り組めます。

また、手話言語が一つの文化として尊重され、継承されるよう、手話への理解促進や、意思疎通支援を担う人材の育成に取り組めます。

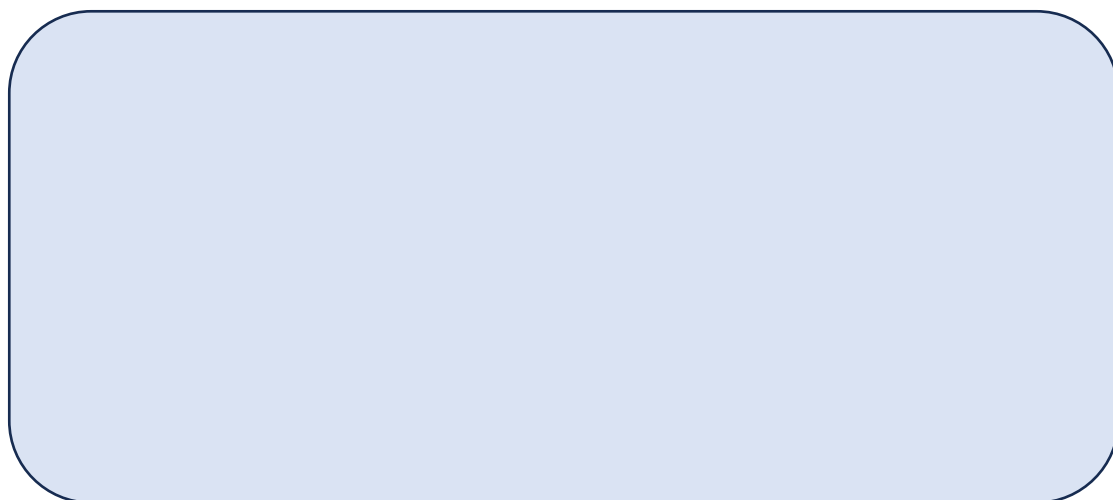
施策1 情報バリアフリーの推進

- ・市の広報紙について、紙面の文字や色彩などに配慮し、障がいのある人に見やすくわかりやすい情報を提供します。また、「声の市政だより」を発行するとともに、音声読み上げ機能を持つアプリ「カタログポケット」での配信を行います。
- ・アクセシビリティに配慮し、市ホームページの充実を図ります。
- ・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組めます。
- ・言葉によるコミュニケーション困難者の意思疎通の円滑化を図るため、ボード形式のコミュニケーション支援ツールを活用します。
- ・会議や協議会等の資料について、視覚障がいのある委員の参加に配慮し、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）を事前に提供するなど、必要な情報取得の手段を講じます。
- ・市議会一般質問や市長記者会見に、手話通訳と字幕を挿入します。

施策2 デジタル技術を活用した情報保障（ICTの活用）の推進

- ・「手話リンク」※を市の事務事業に導入し、聞こえない人からの問合せを、電話リレーサービスの手話通訳オペレーターを介して音声電話で受け付けます。
- ・自宅に居ながら各種行政手続きができるよう、DX技術を活用した「行かない窓口（行政手続きのオンライン化）」を進めます。
- ・スマートフォンなどの小型端末機器の位置情報システムなど、ICTを活用した見守り体制の有効性について周知し、利用促進を図ります。
- ・音声データの活用など、近年のICT（情報コミュニケーション技術）を用いて、本市における情報バリアフリーの推進に努めます。

●手話リンクの図



施策3 手話に関する理解促進及び学習機会の充実

- ・手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行い、聴覚障がい者の意思疎通を支援します。
- ・市民・事業者に対し手話ミニ講座を開催し、手話や聴覚障がい者への理解を促進します。
- ・市民に対して、手話の日（9月23日）を周知し、手話が音声言語と対等な言語であることを広め、ろう者の人権を守るための意識を高めます。
- ・手話文化（手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産）の保存、継承及び発展に努めます。

施策4 意思疎通支援等を担う人材の育成

- ・障がいのある人のコミュニケーションや社会参加に必要な支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座や、その後のフォローアップ講座を開催することで、手話通訳者への切れ目のない育成体制を構築します。
- ・要約筆記者、音訳・点訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保を推進します。

施策5 読書バリアフリーの充実

- ・読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、だれもが読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるよう、読書環境の充実、利便性の向上を図ります。
- ・だれもが円滑に図書館を利用できるよう、設備・機器の更新などに、継続して取り組みます。
- ・読書をサポートする機器の周知に努めます。
- ・視覚障がい者等も利用しやすいアクセシブルな書籍の拡充を図り、個人の特性に応じた読書推進と情報保障に努めます。
- ・特別支援学校（学級）に対する絵本の読み聞かせを実施します。
- ・紙書籍との特性の違いを踏まえ、インターネットを利用したサービスなど様々な媒体の読書について周知、拡充を図ります。

個別施策1 雇用・就労の促進

障がいのある人の雇用・就労を促進することは、障がいのある人が社会の中で自立した生活を送るための重要な施策であるため、障がい者雇用への理解促進や障がいの特性に応じた就労の場の開拓などを通じ、障がいのある人が働きやすい環境づくりを促進します。

障がいの内容や程度に応じた多様な就労の機会の確保と就労の継続定着を図るため、障害者就業・生活支援センター等関係機関とのネットワークを保持・強化し、就労を促進します。

障害者就労施設等からの発注促進と販路拡大への支援を継続します。

施策1 就労支援体制の整備

- ・障がいのある人の職業相談や支援に関わる公共職業安定所や障害者職業センター、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関で構成する障がい者自立支援協議会（就労部会）において、障がいのある人の就労支援の連携体制を強化します。

施策2 一般就労の促進

- ・福祉施設からの一般就労への移行を推進するため、関係団体と連携し、就労系サービス事業所の質の向上や事業所間の情報共有を行います。
- ・障がい者雇用の実態や、企業が求める人材と就労を希望する障がいのある人の情報を収集し、障害者就労施設や障害者就業・生活支援センター等との情報連携や調整を行い、一般企業への就労促進と就労後の定着を支援します。
- ・障がい福祉サービスによる一般企業への就職支援や就労後の定着支援を行い、就労の促進を図ることにより、障がいのある人の経済的、社会的自立の支援を行います。
- ・障がいのある人が一般企業で短期の就労体験ができる機会を提供することで、障がいのある人の就労に関する適性や能力の把握を支援するとともに、企業の障がい者雇用に対する理解促進を図ります。
- ・障がいのある人の特性等に応じて幅広い分野で活躍できるよう、農業分野での雇用機会の拡大を図ります。
- ・就労を希望する障がいのある人の特性に応じた就職活動を支援する、就職支援セミナーを開催します。

施策3 就労関係機関との連携

- ・福井県障がい者等雇用促進事業などを活用し、一般就労への移行を促進します。
- ・就労や就労の継続を支援するため、ジョブコーチなど関係機関の各種就労支援制度を周知します。

施策4 雇用・就労に関する情報提供の充実

- ・公共職業安定所などの求人情報、雇用情報などの情報提供を充実します。
- ・求人相談や労働相談、障がい者雇用相談等について、庁舎内の「福祉・就労支援コーナーふくい」の紹介などを通じ、就労支援に関する情報を提供します。

施策5 就労系サービスの利用促進

- ・一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間にわたり必要な訓練を行う就労移行支援事業を周知し、利用を促進します。
- ・一般就労が困難な障がいのある人に、福祉的な支援を受けながら働く場としての就労継続支援事業の利用を推進します。
- ・障がいがある方本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労選択支援事業の利用を推進します。

施策6 障がい者雇用の理解促進

- ・9月の障害者雇用支援月間を中心に、各種啓発イベントを開催し、障がい者雇用について事業主をはじめ広く市民の理解を促進します。

施策7 企業への支援

- ・障がい者雇用に関する各種支援制度について、リーフレット等で周知を図り利用を促進します。

施策8 障がい者就労支援施設からの優先調達の推進

- ・障害者就労施設等で生産された商品や役務の発注に努め、販路拡大を支援します。
- ・障害者就労施設等で作られた製品を紹介・販売する「セルフフェア」等の開催を継続し、販路拡大や工賃向上を支援します。

施策9 公的機関における障がい者雇用の促進

- ・障がいの内容に応じた業務の調整を行い、本市及び本市の関係機関における障がい者雇用の促進と継続的な雇用に取り組みます。また、全ての職員が障がい者雇用の社会的責務を理解し、障がいのある職員が能力を十分に発揮できるよう環境づくりに努めます。

個別施策2 スポーツ・文化芸術活動などを通じた社会参加の促進

スポーツ等の活動は、人生をより充実させ、人と人をつなぐ交流の機会として、障がいのある人の自立と社会参加の促進にも大きな役割を果たすことから、今後関係機関と一体となり、障がい者スポーツ等の普及、推進に取り組めます。

また、全ての国民が相互に尊重し合いながら共生する、誰一人孤立させない豊かな社会の実現に資するものとして、障がいのある人の芸術文化活動の発表や鑑賞の機会を提供し、共生社会の実現を図ります。

さらに、障がいのある人が地域で生活するため、地域住民との交流や地域活動への参加を支援するとともに、市民のボランティア活動を推進します。

これらの社会参加を促進するにあたって、外出や移動に必要な支援を今後も継続して実施します。

施策1 障がい者スポーツの普及・推進

- ・障がいのある人もない人も、ともに楽しむことができるスポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及に取り組めます。
- ・障がい者スポーツへの理解促進と競技人口の増加を図るため、障がいのある人もない人も参加することのできるスポーツイベントを開催します。
- ・障がいの有無に関わらず、ライフステージに応じて楽しみながら運動・スポーツに参加し、心身ともに健康で活力ある生活を送ることができる環境をつくります。

施策2 文化・芸術活動を通じた交流の促進

- ・障がいのある人の芸術文化活動の発表や鑑賞の機会を提供し、共生社会の実現を図るため、障がい者芸術文化祭を開催します。
- ・多くの市民が障がい者アートに触れる機会や、障がいの有無に関わらず誰もが交流できる場を創出することで、障がいや障がいのある人への理解促進を図ります。

施策3 地域活動参加の推進

- ・障がいのある人の地域活動への参加を促進するため、地域での講演会や研修会等の開催に対し、必要に応じて手話通訳者等を派遣します。

施策4 情報提供の充実

- ・障がいのある人が気軽に参加できる講座や、教室、サークル活動、レクリエーション活動などの情報を提供します。

施策5 ボランティア活動の推進及び担い手の育成

- ・障がいのある人を支援する市民ボランティアが活躍できるよう、ボランティア活動の情報発信や講座等を開催します。
- ・障がいのある人のコミュニケーションや社会参加に必要な支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座や、その後のフォローアップ講座を開催することで、手話通訳者への切れ目のない育成体制を構築します。(再掲 p.● 意思疎通支援等を担う人材の育成)

- ・要約筆記者、音訳・点訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保を推進します。(再掲 p.● 意思疎通支援等を担う人材の育成)

施策6 障がい者団体等への支援

- ・障がいのある人一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、自らの可能性を最大限に伸ばすとともに、自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、当事者団体の活動を支援します。
- ・当事者団体や支援者団体等が開催する大会、講演会、研修会など、障がい福祉施策の推進に資する多様な活動に対して、後援等による支援を行います。

施策7 外出支援の充実

- ・社会参加等の活動を促進するため、福祉タクシー利用助成を継続し、外出を支援します。
- ・障がい児者の外出時に必要となる支援を行い、余暇活動や社会参加の充実を図ります。

個別施策3 保育・教育活動・日中活動の充実

障がいのある人が身近な地域の中で主体的に生きがいを持って生活できるよう、日中の活動や社会活動の機会を提供する地域活動支援センターなどの通所サービスの利用を促進します。

障がい児が身近な地域で他の子どもたちと関わりながら、必要な保育や教育が受けられる環境を整備し、障がい児の社会性や成長発達を最大限に伸ばし、育成する支援を促進します。

放課後・長期休業中の子どもの居場所として、地域での交流ができる学童保育についても障がい特性への配慮が受けられるよう、関係機関との連携を図り、利用を促進します。

また、精神障がい者が地域で安心して生活するために、多職種・多機関が連携し、本人のニーズに応じた包括的な支援を提供します。

施策1 地域での活動の機会の充実

- ・地域活動支援センターにおいて、個別相談支援や日常生活訓練等の提供を行い、就労訓練等通所系の障がい福祉サービスの利用継続が困難な人などの自立のきっかけとなるような支援の充実に努めます。
- ・日中一時支援事業については、引き続き障がい児の受入体制を充実します。

施策2 障がい児の保育・教育活動の充実

- ・障がい児が地域で保育や教育を受けることができるよう、障がいの特性に配慮したハード面・ソフト面の受入体制の整備を進めます。
- ・公立学校における移動円滑化基準への適合義務に対応するため、小中学校に必要な施設整備や改修等を行います。
- ・特別な配慮が必要なこどもが小中学校、特別支援学校への入学・進学にあたり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学や支援を受けられるよう、相談会を実施します。

施策3 障がい児の日中活動の充実

- ・障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの提供体制を充実します。
- ・放課後児童クラブでの障がい児の受け入れについて、適切な対応ができるよう、職員に対する啓発を行うほか、関係機関との連携を強化します。

施策4 社会参加や地域活動に関する情報提供の充実

- ・日中活動サービスの普及啓発を図るため、地域活動支援センターやスポーツ教室などの情報を発信します。

施策5 精神障がい者の退院後支援

- ・措置入院者等のうち退院後支援を実施する必要性が高い人に対し、退院後支援計画を作成し支援を行います。

個別施策1 相談支援体制の充実

障がいのある乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するためには、本人や家族の意思を尊重し、個々の障がいや生活状況など障がいのある人一人ひとりの多様なニーズを把握し、適切な福祉サービスの提供及び調整を図る相談支援が重要です。

また、障がい児者の様々な相談に応じるため、本人や家族が気軽に相談できる身近な相談窓口の充実と、保健・医療・教育・就労など関係機関の連携が大切であり、地域における委託相談支援事業所や特定相談支援事業所が、一人ひとりの相談に応じた継続的な支援を行えるよう、基幹相談支援センターを中核とした相談機関のネットワークを強化し、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

施策1 相談支援体制の充実

- ・当事者・家族、医療・保健・こども・福祉に関わる相談機関、特定相談支援事業所等で構成する障がい者自立支援協議会（相談支援部会）において、課題の抽出を行い、障がいのある人の相談支援体制を充実します。
- ・地区障がい相談支援事業所において、潜在的要支援者や地域の社会資源の把握を行うとともに、地域の関係機関とのネットワークの構築を推進します。
- ・基幹相談支援センターによる障がいのある人への総合的で専門的な相談を行い、相談支援体制を強化します。
- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言、人材育成の支援をはじめ、地域の相談機関との連携を強化します。

施策2 多様な関係機関との連携強化

- ・福祉、保健、医療、教育、就労支援などの関係者、相談支援事業所、サービス事業所、当事者団体などで構成する障がい者自立支援協議会において、相談からサービス提供までの支援体制や関係機関相互ネットワークを強化します。

施策3 相談支援に携わる人材育成や資質向上のための支援の充実

- ・相談支援専門員が障がい児者のニーズや特性に応じた適正なサービス等利用計画等が作成できるよう、資質向上を図るため、必要な研修を実施します。
- ・特定相談支援事業者において、サービス等利用計画等の作成及び定期的なモニタリングを行うために必要な相談支援専門員及び特定相談支援事業所の確保に努めます。
- ・障がい児者のニーズに合った適正なサービス提供を進めるため、相談支援専門員によるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成及びモニタリング（評価）の推進と計画等内容の評価、指導を行います。
- ・障害者相談員と民生委員・児童委員等の相談活動に対して、適切な情報の提供や連

携を図るための支援を行います。

施策4 相談当事者やその家族に対する支援の充実

- ・難病患者や小児慢性特定疾病児童等、及びその家族の療養・療育上の不安解消を図るため、疾病に関する専門医師による相談会を行います。
- ・難病患者や小児慢性特定疾病児童等、及びその家族が抱える、療養・療育上の悩みや不安に対し、保健師等が相談に応じるとともに、必要な助言や情報提供、関係機関との連携を図り、患者や家族の在宅療養への支援に努めます。
- ・各種障害福祉サービスに関する相談、助言、情報提供を適切に行うとともに、障がいの特性や相談の内容により高い専門性が必要な相談に対応するため、社会福祉士や保健師などの資格を持った市職員による相談対応の充実に努めます。

個別施策2 障害福祉サービスの充実

障がいの内容や程度、生活の状態により、サービスのニーズは様々であるため、個性を尊重した多様なサービスを適正に提供します。

障害者総合支援法が施行され、施設や病院からの地域移行・地域定着支援への取り組みが推進されていることから、地域の実情や利用者に応じた在宅サービスを提供します。

また、医療的ケア児者が安心して生活できるよう、身近な地域における相談や福祉サービスの充実を図ります。

利用者の利便性向上、事業所の生産性向上を図るためICTを活用するなど、障がい福祉分野での新しい生活様式への対応についても検討します。

施策1 地域生活への移行の促進と地域での居住支援の機能強化

- ・施設や病院等からの地域移行や8050問題など親亡き後の障がいのある人の生活を支援するため、地域生活支援拠点の5つの機能（①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場の提供④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり）の周知を行い、相談支援や居室利用を促進します。

施策2 障がい児支援の充実

- ・障がい児に対して、身近な地域で適切な時期に必要な療育や保育等のサービスが提供できる体制を強化します。
- ・障がい児への柔軟な相談対応による早期支援や個々のニーズに即した支援など、障がいのある児や保護者などへの対応を強化します。
- ・児童発達支援センターを地域における中核的な療育支援施設と位置付け、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談、通所利用の障がい児やその家族に対する支援、障がい児を受け入れている施設への支援、助言を行い支援体制を強化します。

施策3 訪問系サービスの充実

- ・障がいのある人の居宅生活において、障がいの特性やニーズに対応した適切な訪問系サービスを提供します。

施策4 日中活動系サービスの充実

- ・障がいのある人に食事や入浴などの介護、身体機能や生活能力向上のための訓練、レクリエーションや生産活動の場など、適切な日中活動系サービスを提供します。

施策5 居住系サービスの充実

- ・障がいのある人が就労や日中活動を利用し地域生活を送るための居住の場であるグループホームの利用を促進するとともに、障がいの状況やニーズに応じた施設入所支援のサービスを提供します。

施策6 地域生活支援事業の充実

- ・障がい児者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に事業を実施します。

施策７ 補装具等の充実

- ・障がい児者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や将来の独立自活を支援するため、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具等の給付を行います。また、日常生活の便宜を図るため、日常生活支援用具の給付等を実施します。
- ・障害者手帳の対象にならない軽度・中度難聴児の学習や生活を支援するため、補聴器の購入費用の助成を継続します。

施策８ 各種年金・福祉手当等の支給による経済的支援の推進

- ・障害基礎年金や各種福祉手当等の制度を周知し、障害のある人の生活の安定を図るため、適切に支給します。

施策９ 助成・減免制度の周知と活用促進

- ・自動車税等の減免など、障がいのある人に対する税制上の措置等を周知し、活用を促進します。

施策１０ 高齢の障がいのある人への支援

- ・高齢者世帯等に対して、軽作業の援助や、屋根の雪下ろし費用の一部助成を行い、日常生活を支援します。
- ・ひとり暮らしの重度身体障がい者及びひとり暮らし等高齢者登録者で疾病等により緊急時の対応に不安がある方に緊急通報装置等を貸与します。また、24時間見守りが必要な方には生活反応センサーの貸し出しも行います。
- ・スマートフォンなどの小型端末機器の位置情報システムなど、ＩＣＴを活用した見守り体制の有効性について周知し、利用促進を図ります。（再掲 p.● デジタル技術を活用した情報保障（ＩＣＴの活用）の推進）

施策１１ 医療的ケア児者への支援

- ・医療的ケア児者が、心身の状況に応じた適切な支援を受け地域において安心して生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が情報交換を行い支援体制の推進を図るための協議を行います。

施策１２ 障がい福祉分野におけるＩＣＴの活用

- ・ＩＣＴを活用し、オンラインやリモートでの相談など、障害福祉現場の生産性向上の推進を行います。

個別施策3 保健・医療サービスの充実

障がいの原因となりうる疾病を早期に発見し、適切な治療を行い、障がいの予防及び軽減を図るため、母子保健事業や生活習慣病予防、介護予防事業、精神保健事業を推進します。

また、障がいのある人の地域移行を推進するため、適切な保健・医療サービスを利用できるよう、関係機関と連携します。

さらに、重度障害者（児）医療、自立支援医療、小児慢性特定疾病の医療費にかかる経済的負担の軽減を継続します。

施策1 母子保健事業の推進

- ・こども家庭センター「ふくっこ」において、妊娠届出時の全妊婦との面談や来所相談などで、正しい知識や情報を提供するとともに、支援が必要な母子を早期に把握し、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携した切れ目ない支援を行います。
- ・疾病の早期発見・早期支援を図るため、妊婦及び乳幼児健診の受診を勧奨します。
- ・妊娠期から子育て期において、母子保健に関する正しい知識の普及と相談の充実に努めます。

施策2 健康づくりと疾病の悪化防止の推進

- ・疾病の予防と早期発見のため、健康診査等の実施を推進するとともに、医療機関等との連携を強化し悪化防止のための保健指導等を充実します。
- ・糖尿病等の生活習慣病の発症を予防するため、生活習慣の改善のための取組みを充実します。

施策3 こころの健康づくりと精神疾患に関する支援の充実

- ・健診会場においてストレスチェック票を配布し、自己診断によるストレス度合いの把握と相談機関の周知に努めます。また、各種健康教室等で心の健康に関する普及啓発を行います。
- ・精神科医師による定例精神保健相談を実施し、精神保健に関する必要な指導を行います。
- ・保健師・社会福祉士が、精神保健に関する相談に応じ、訪問等により必要な助言指導を行います。
- ・誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、保健、医療、福祉、教育、労働、地域等の多分野の関係者により、本市の自殺対策の推進に関する情報を共有し、課題を協議するとともに、関係者の連携を強化して、こころの健康づくりを推進します。
- ・精神障がいについての正しい知識の普及や、精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を開催します。（再掲 p.● 障がい等への理解（心のバリアフリー）の促進）

施策4 認知症対策の総合的推進

- ・幅広い世代に向けた認知症の理解普及を行い、認知症のある人や家族への支援の充実と、早期発見につなげます。

施策5 医療費の助成

- ・「重度障害者（児）医療費助成」「子ども医療費助成」「ひとり親家庭等医療費助成」などの助成を行います。
- ・心身の障がいの軽減を図るために受けた医療に対し、医療費の自己負担を軽減します。（更生医療、育成医療、精神通院医療）
- ・未熟児が受けた入院養育の医療に対し、医療費の自己負担額を軽減します。（養育医療）
- ・小児慢性特定疾病は治療が長期にわたり費用も高額になるため、医療費の自己負担分を軽減します。（小児慢性特定疾病医療費助成）
- ・長期にわたる療養を必要とする難病の医療に対し、医療費の自己負担分を軽減するための申請を受付けます。（特定医療費（指定難病）支給認定申請受付事務）

施策6 難病患者への支援体制構築

- ・難病法第 32 条に規定する難病対策地域協議会を設置し、難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、体制の整備について協議を行います。

個別施策4 発達障がい児者支援の充実

「発達障害者支援法」の施行、平成28年の一部改正施行を経て、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援、就労機会の確保に加え就労定着支援、家族等への支援、地域の支援体制の構築など発達障がい児者への支援策が強化されました。

発達障がいの支援については、就学前から学校教育、就労に至るまで、一人ひとりの状態を把握し、一貫した支援を行うことが重要であり、就学前及び就学後の発見と支援、教育環境の整備、保護者への支援、就労促進、発達障がいの理解促進に取り組みます。

発達障がい児者に対する周囲の理解や関係機関の連携を強化し、幼児期から成人期までのライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

施策1 早期発見・早期療育体制の充実

- ・ 幼児健診において、発達障がいの疑いのある幼児の早期発見に努めます。
- ・ ことばの教室や発達相談会等を開催し、保護者への相談・助言を行うとともに、療育や医療機関との連携を図り、必要な支援を行います。
- ・ 発達障がい相談支援事業所において、早期の相談に応じます。
- ・ 児童発達支援センターを地域における中核的な療育支援施設と位置付け、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談、通所利用の障がい児やその家族に対する支援、障がい児を受け入れている施設への支援、助言を行い質の高いサービスを提供します。（再掲 p.● 障がい児支援の充実）

施策2 特性に応じた保育の充実

- ・ 専門的な知識・経験を持つ「保育カウンセラー」を公私立保育園・認定こども園・私立幼稚園・地域子育て支援センター・すみずみ子育てサポート事業所に加え、希望のある認可外保育施設にも派遣します。
- ・ 障がい児健全育成事業等により、障がいのある子の受け入れを促進するとともに保護者や保育士等に対する相談・助言を充実します。
- ・ 保育士等の資質向上を図るため、保育園・認定こども園等における障がい児に関する研修を支援します。
- ・ 公開研修園において、療育的視点を持つ教育保育を実施し、発達の気になる子どもの健やかな育ちにつなげます。

施策3 学校教育における支援の推進

- ・ 小・中学校に対し、障害福祉サービスに関する情報提供を行い、支援体制を強化します。
- ・ 個別の教育支援計画等を活用し、医療や福祉と連携しながら、児童生徒への支援を充実します。
- ・ 互いの個性を尊重し合いながら学んでいくインクルーシブ教育の考え方を取り入れ、学校生活を支援します。
- ・ 支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援していくため、「いきいきサポーター」

を小中学校に配置します。

施策4 発達障がい者の就労の促進

- ・発達障がいについて正しく理解し、障がい特性に適切に対応できるよう、研修会などの機会を通じ、企業内での理解を促進します。
- ・障がい福祉サービスによる一般企業への就職支援や就労後の定着支援を行い、就労の促進を図ることにより、障がいのある人の経済的、社会的自立の支援を行います。
(再掲 p.● 一般就労の促進)
- ・障がいのある人が一般企業で短期の就労体験ができる機会を提供することで、障がいのある人の就労に関する適性や能力の把握を支援するとともに、企業の障がい者雇用に対する理解促進を図ります。(再掲 p.● 一般就労の促進)
- ・障がいのある人の特性等に応じて幅広い分野で活躍できるよう、農業分野での雇用機会の拡大を図ります。(再掲 p.● 一般就労の促進)
- ・就労を希望する障がいのある人の特性に応じた就職活動を支援する、就職支援セミナーを開催します。(再掲 p.● 一般就労の促進)
- ・9月の障害者雇用支援月間を中心に、各種啓発イベントを開催し、障がい者雇用について事業主をはじめ広く市民の理解を促進します。(再掲 p.● 障がい者雇用の理解促進)

施策5 ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実

- ・幼児期・学齢期から青年期まで、発達障がい児一人ひとりに合った切れ目のない支援をつないでいくため、支援ツール「子育てファイルふくいっ子」を幼児健康診査や発達相談会等の様々な機会を通じて周知を図るとともに、**保健・医療・福祉・保育・教育の各分野における情報共有や連携に活用し、継続的な支援につなげます。**
- ・市内各担当部署での「発達障がい児者市内連絡会」及び医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関での「発達障がい児者専門支援者検討会」を開催し、障がいの特性に応じた相談機能の充実と幼児期から成人期までのライフステージに応じた支援体制を強化します。
- ・就学期から成人期にかけての切れ目のない支援を協議するために県との連携会議を開催します。
- ・**発達障がい児から者への移行期において、自分らしく安定した生活を送るために、相談新事業所等と連携し、日中や住居の支援を行います。**

施策6 発達障がいの理解促進

- ・関係機関や関係団体等と協力し、発達障がいや障がいのある人の理解促進に取り組みます。
- ・発達障がいの特性などについて理解を促進するための講演会を発達障がい啓発週間(4月2日～8日)を中心に開催します。
- ・発達障がいの特性や相談窓口、支援機関に関するパンフレットを活用し、障がい理解の促進と支援策を周知します。

施策7 支援人材の育成

- ・発達障がい相談支援事業所において障がい福祉サービス事業所など関係機関の職員を対象に、発達障がいの特性にあった適切な相談や助言、サービスが提供できるよう、人材育成のための研修を実施します。
- ・研修実施にあたっては、障がい児通所支援事業所支援員のほか、幼児期や学童期の支援を担う保育士等の参加を促し対象者を拡充し開催します。

施策8 サービスの提供及び環境整備の推進

- ・放課後や長期休暇中などの安心・安全な居場所を確保し、障がい児への支援を継続します。
- ・障がい児への柔軟な相談対応による早期支援や個々のニーズに即した支援など、障がいのある児や保護者などへの対応の充実に努めます。(再掲 p.● 障がい児支援の充実)
- ・令和元年度に再編した地域活動支援センターを、発達障がい児者が気軽に利用できるよう周知に努め、ピアサポートを通して社会性を養うとともに、不登校やひきこもりなどの二次障がいの防止に努めます。
- ・読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、発達障がい児者等への読書環境の利便性向上に取り組めます。(再掲 p.● 読書バリアフリーの充実)

個別施策1 バリアフリーの推進

障害者や高齢者等の移動にかかる利便性と安全性の向上ために、公共交通機関や道路、公共施設や民間施設においてバリアフリー化を進めます。

また、障がいのある人の気持ちに寄り添った心のバリアフリーと、障がいのある人が必要な情報を必要なときに入手し発信できる情報バリアフリーの、ソフト・ハード両面のバリアフリーを推進します。

施策1 公共施設等のバリアフリー化の推進

- ・「バリアフリー連絡会議」を開催し、公共施設のバリアフリー化の現状や課題、合理的配慮の提供状況等について全庁的に情報共有し、ハード・ソフト両面からバリアフリーを推進します。
- ・新設や改修等のあった公共施設を中心に、障がいのある人とともにバリアフリーの現地確認を行い、当事者目線による意見を収集して公共施設のバリアフリー化の推進に役立てます。
- ・公共施設の計画的な整備とともに、計画的なバリアフリー化を推進します。
- ・公立学校における移動円滑化基準への適合義務に対応するため、小中学校に必要な施設整備や改修等を行います。（再掲 p.● 障がい児の保育・教育活動の充実）

施策2 住宅のバリアフリー化の推進

- ・重度の障がいのある人が居住する住宅を安全で住みやすくするために、必要な改造費用の一部を助成します。
- ・要介護認定を受けた高齢者等が居住する住宅を整備する費用の一部を助成します。
- ・市営住宅に設置されたエレベータースロープ等を適切に維持管理するとともに、大規模修繕の際、浴室やトイレの手すり設置、床の段差解消など障がいのある人や高齢者に配慮した仕様で整備を進めます。

施策3 歩行空間を含めた移動環境の整備

- ・歩道の段差解消や誘導ブロックの設置により市民が安心して歩けるまちづくりを推進します。
- ・市民、市職員、障がい福祉サービス事業所等に対し、市ホームページ、市公式LINE、広報ふくい等も活用して、市内点字ブロックの危険箇所等に係る通報への協力を呼びかけ、情報収集と安全性の確保に努めます。
- ・公共施設及び歩道に設置された点字ブロック等の損傷箇所の補修を行うなど、適正な管理を推進します。

施策4 交通事業者に対するバリアフリー化の促進及び支援

- ・障がいのある人や高齢者の乗降時の円滑化や安全の向上を図るため、ノンステップバスの導入を支援します。

施策5 福井県福祉のまちづくり条例や法令に基づく指導

- ・不特定多数が利用する一定規模の新築建物については、バリアフリー法や福井県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する指導助言を行います。
- ・利用者の一層の利便性を図るため、福井県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準適合証や整備基準遵守率等のバリアフリー状況を表す表示証を交付します。

施策6 障がい等への理解（心のバリアフリー）の促進

（再掲 p.● 障がい等への理解（心のバリアフリー）の促進）

- ・障がいや障がいのある人に対する市民の理解（心のバリアフリー）を促進するため、市の広報紙やホームページをはじめ、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所の機関紙等による広報啓発に取り組みます。
- ・視覚障がい者誘導ブロックや障がい者用駐車スペース、障がい者用のマーク等の周知を図り、障がいや障がいのある人への必要な配慮についての理解を促進します。
- ・国や県などの啓発パンフレットや動画等を活用し、障がいや障がいのある人への理解を促進します。
- ・日常における必要な支援等をお願いするときに使用する、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図ります。
- ・精神障がいについての正しい知識の普及や、精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を開催します。
- ・行政サービスにおいて障がいのある人への適切な配慮や支援ができるよう、市職員に対し障がい理解を深めるための研修等に取り組みます。

施策7 情報バリアフリーの推進（再掲 p.● 情報バリアフリーの推進）

- ・市の広報紙について、紙面の文字や色彩などに配慮し、障がいのある人に見やすくわかりやすい情報を提供します。また、「声の市政だより」を発行するとともに、音声読み上げ機能を持つアプリ「カタログポケット」での配信を行います。
- ・アクセシビリティに配慮し、市ホームページの充実を図ります。
- ・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組みます。
- ・言葉によるコミュニケーション困難者の意思疎通の円滑化を図るため、ボード形式のコミュニケーション支援ツールを活用します。
- ・会議や協議会等の資料について、視覚障がいのある委員の参加に配慮し、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）を事前に提供するなど、必要な情報取得の手段を講じます。
- ・市議会一般質問や市長記者会見に、手話通訳と字幕を挿入します。

個別施策2 災害時の支援体制づくり

災害時に自力での避難が困難な障がい者や高齢者について平常時から地域で情報を共有し、災害時の迅速な避難を確保する支援体制を整備します。

また、防災訓練を実施し、避難所での障がい特性に配慮した支援につながるよう、障がい者用防災スカーフやヘルプマークの周知と普及に取り組みます。

さらに、緊急時や災害時の情報提供手段である「緊急通報システム Net119」などの周知により緊急時に迅速に情報提供するなど、障がいのある人が安心して生活できる災害時の支援体制づくりを進めます。

施策1 避難行動要支援者名簿の作成・活用

- ・要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難なため、迅速な避難を図るための支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成し、避難の支援に活用します。
- ・災害時に自力避難が困難な障がいのある人などの避難に関し、名簿情報に基づいた具体的な避難方法等の個別計画を策定し、災害時の避難行動を支援します。

施策2 地域での支援体制づくり

- ・障がい者等への災害時の支援体制を整え、被害を軽減させるため、自主防災組織の設置、地区自主防災組織連絡協議会が行う防災訓練や啓発事業などの防災活動及び防災資機材の購入に関する補助を行います。
- ・地域ぐるみで障がいのある人の安全を図るため、災害時に特に支援が必要な要援護者を日ごろから把握できるよう、民生委員児童委員による訪問活動を支援します。
- ・障害福祉サービス事業者が作成した、災害発生時の在宅での避難行動要支援者に対する安否確認台帳を活用した防災訓練を実施します。
- ・障害福祉サービス事業所において、非常災害時に利用者の障がい種別や程度、医療的ケアの必要性、その他特に配慮すべき事項等を踏まえた計画の作成及び地域住民との防災訓練の実施を推進します。
- ・外見からは障がいのあることがわかりにくい方が、周囲に支援が必要であることを伝えるための障がい者用防災スカーフの周知と普及を図ります。
- ・災害時や緊急時に加え、日常においても必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードの周知と普及を図ります。
- ・県や関係団体等と連携し、災害時には福井県災害派遣福祉チーム（DWAT）による支援体制のもと、避難所等における要配慮者に対する福祉的支援の実施や支援体制の確保を図ります。

施策3 医療的ケア児者等への支援体制づくり

- ・医療的ケアが必要な者（児者）のうち、特に、人工呼吸器、気管切開管理、たん吸引器を必要としている者について、災害時に速やかに安否確認等を行い、適切な支援を行うことができるよう、災害時個別支援計画を作成します。
- ・医療的ケア児者について、災害時における迅速な安否確認を実施するとともに、医療的ケアの継続に必要な支援ニーズを把握し、関係機関と連携して必要な支援を行

います。

施策4 防災訓練の充実

- ・総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に地域の住民を中心とした避難行動要支援者支援の訓練を取り入れ、支援体制の向上に重点を置いた訓練など、防災訓練の充実に取り組みます。
- ・福祉避難所と共同での防災訓練を実施します。

施策5 避難所等における支援体制の確立

- ・避難所の環境改善のため、障がい者用トイレの整備を進め、**避難所となる学校体育館に空調設備を整備**します。
- ・障害福祉サービスを利用する障がいのある人について、関係機関と連携して必要な支援を行います。
- ・障がいのある人に対して適切に情報を伝達できるよう、障がい特性に配慮した情報伝達の体制整備を推進します。
- ・自主防災組織が作成する避難所運営マニュアルの中に、障がい特性に応じた障がいのある人への配慮事項等を記載するよう働きかけます。

施策6 緊急時の情報手段の利用、登録促進

- ・「緊急通報システムNet119」への登録及び利用を促進します。

施策7 防災意識の向上

- ・障がいのある人や家族に対する防災知識の普及や避難場所、避難方法の周知啓発をします。

資料編

1 策定経過

開催日時	内 容
令和元年10月16日(木) ～11月22日(金)	障がい者福祉基本計画策定のための障がい者、市民、事業所アンケート調査実施
令和2年6月25日(木)	第1回社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 議題(1) 令和元年度 主な施策の実施状況について (2) 第5期福井市障がい福祉計画、第1期福井市障がい児福祉計画 障害福祉サービス等の提供状況、地域生活支援事業の実施状況について
令和2年7月～	第2回分科会 では割愛
令和2年8月	
	第6期福井市障がい者福祉基本計画の素案について
令和2年10月29日(木)	第3回社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 議題(1) 第4次福井市障がい者福祉基本計画の素案について (2) パブリック・コメントについて
令和2年12月1日(火) ～12月25日(金)	パブリック・コメント意見募集期間